

原案可決
全会一致

第23号発議案

全拉致被害者の即時一括帰国を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月21日

提出者 総務文教委員長 笠原義宗

新潟県議会議長 佐藤純様

全拉致被害者の即時一括帰国を求める意見書

「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」が本年11月13日、約1年ぶりに開催された。岸田総理が主賓挨拶で、「拉致被害者の御家族も御高齢となる中、拉致問題の解決には一刻の猶予もありません。私の手で必ず拉致問題を解決しなければと強く考えている」と述べたほか、12月の北朝鮮人権週間に救出運動のシンボルであるブルーリボンを着用することについて、初めて決議に盛り込まれた。

拉致被害者の親世代は横田早紀江さんと有本明弘さんの2人きりとなり、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会と支援団体の救う会は、金正恩朝鮮労働党委員長に向けたメッセージとして、親世代の被害者家族が被害者と抱き合うことなしに国交正常化に賛成することはできないと訴えている。もはや一刻の猶予も許される状況がなく、政府は一日も早く拉致被害者を取り戻さなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、閣僚や国会議員が率先してブルーリボンを着用し、拉致被害者救出への意思を示すとともに、今後とも拉致問題を最優先かつ最重要課題と位置付け、国際社会との連携強化を図り、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて行動し、全拉致被害者の即時一括帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
外務大臣	林芳正様
内閣官房長官	松野博一様
拉致問題担当大臣	松野博一様

原案可決
全会一致

第24号発議案

看護職員の確保対策の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月21日

提出者 厚生環境委員長 松原良道

新潟県議会議長 佐藤 純 様

看護職員の確保対策の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、現在のところ全国的に感染状況は落ち着いているものの、到来が予想される第6波に対応するため、医療提供体制の更なる強化は急務となっている。特に重症患者に対応する看護師など、全国的に看護職員の確保が課題となっている。

今後、ウイルスが感染力を強め、今夏をしのぐような感染拡大が発生する可能性も想定し、重症患者に対応できる知識・技術を持ち、ICU等にも従事できる看護師だけでなく、感染症分野に精通し、高度化・専門化する医療ニーズ等に対応できる専門性の高い看護職員の育成を推進するなど、看護の質の向上を図る必要がある。

また、本県では、看護職員の総数は年々増加しているものの、地域偏在が生じている。さらに、今後、高齢化がますます進行することが見込まれることから、在宅医療や訪問看護、介護関係施設等においても看護職員の需要は高まっており、平時から看護職員の確保・養成に向けて取り組むことが重要である。

よって国会並びに政府におかれては、新型コロナウイルス感染症への対応はもちろん、誰もが地域で安心して必要な医療・福祉を受けられる体制を構築するため、看護職員の確保に向けて各自治体が行き届く看護職員臨時修学資金制度をはじめとした施策に対する財政支援の拡充はもとより、看護師等学校養成所卒業生の定着に向けた取組や、潜在看護職員の把握及び職場とのマッチングを恒常的に行う施策への十分な支援を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	山際大志郎様

原案可決

全会一致

第25号発議案

感染症を踏まえた地域の医療提供体制の 確保・充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月21日

提出者 横尾幸秀 青柳正司 中村康司
保坂裕一 桜庭節子 笠原義宗
高橋直揮 小林一大

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 佐藤 純 様

感染症を踏まえた地域の医療提供体制の 確保・充実を求める意見書

この度の新型コロナウイルス感染拡大が一般医療に与えた影響は、従来の想定を超えたものであった。今後も、ワクチン接種を含む感染症への対応を確実にしながら、地域医療を継続的に提供していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後、新たな新興・再興感染症による医療崩壊の危機が起こる可能性を考慮すると、感染症患者受入れのための病床確保等により医療機関の経営に影響が生じてはならない。

本県では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、医療機関の連携により医療崩壊には至らなかったものの、従来の感染症病床のほか、一般病床を転用した上で患者を受け入れており、今後の感染状況によっては、一般医療の提供体制に大きな影響を及ぼしかねない。

一方、中長期的には人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、労働力人口の減少により医療人材の確保が一層厳しくなると見込まれる。このため、将来の医療ニーズを見据えつつ、感染拡大時における医療需要に対応できる質の高い効率的な医療提供体制の構築に取り組む必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、地域の実情に応じた医療提供体制の確保・充実に向け、感染症対策に支障が生じないように、感染症医療機能を適切に発揮できる病床や、それに見合う医療人材の確保を進めるとともに、都道府県が地域医療構想を推進するために必要な予算措置を講ずるなど、十分な財政的・技術的支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	山際大志郎様